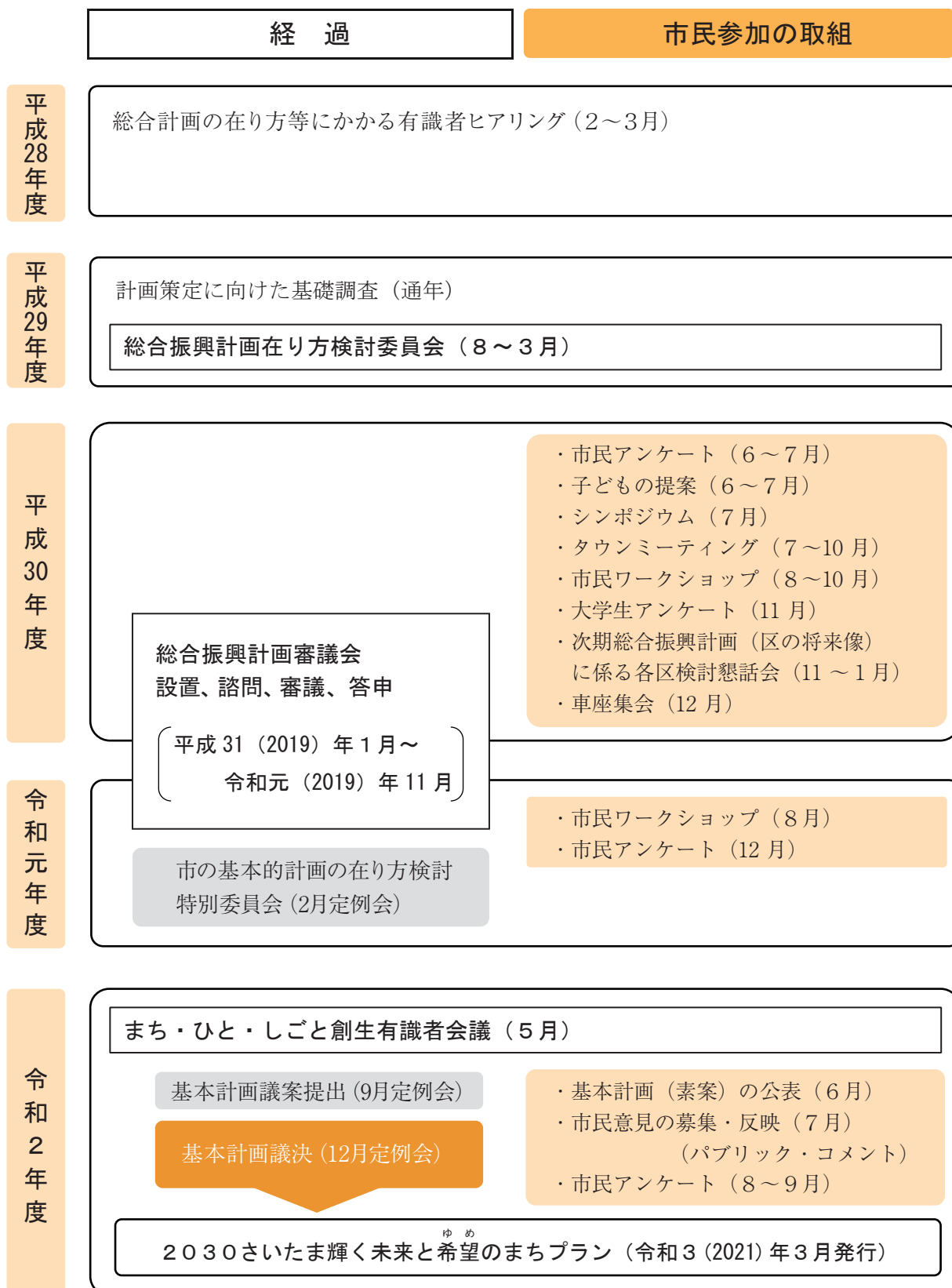


資料編

1 総合振興計画の策定（改定）経過

（１）策定（改定）の流れ

■ 基本計画（基本構想を含む）



経 過

市民参加の取組

令和4年度

市役所本庁舎のさいたま新都心への移転が決定（令和4（2022）年4月）

総合振興計画審議会
設置、諮問、審議、答申

・市民アンケート（11～12月）

〔 令和4（2022）年11月～
令和5（2023）年5月 〕

令和5年度

基本計画議案提出（12月定例会）

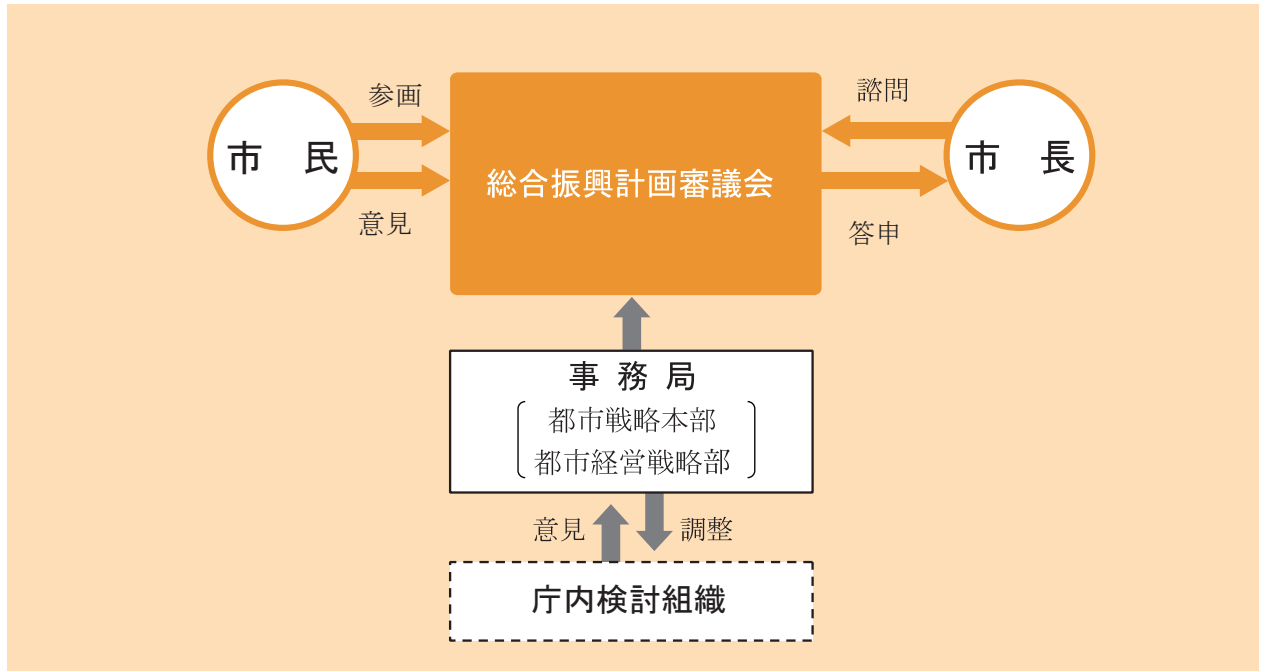
・市民意見の募集・反映（9～10月）
（パブリック・コメント）

基本計画議決（12月定例会）

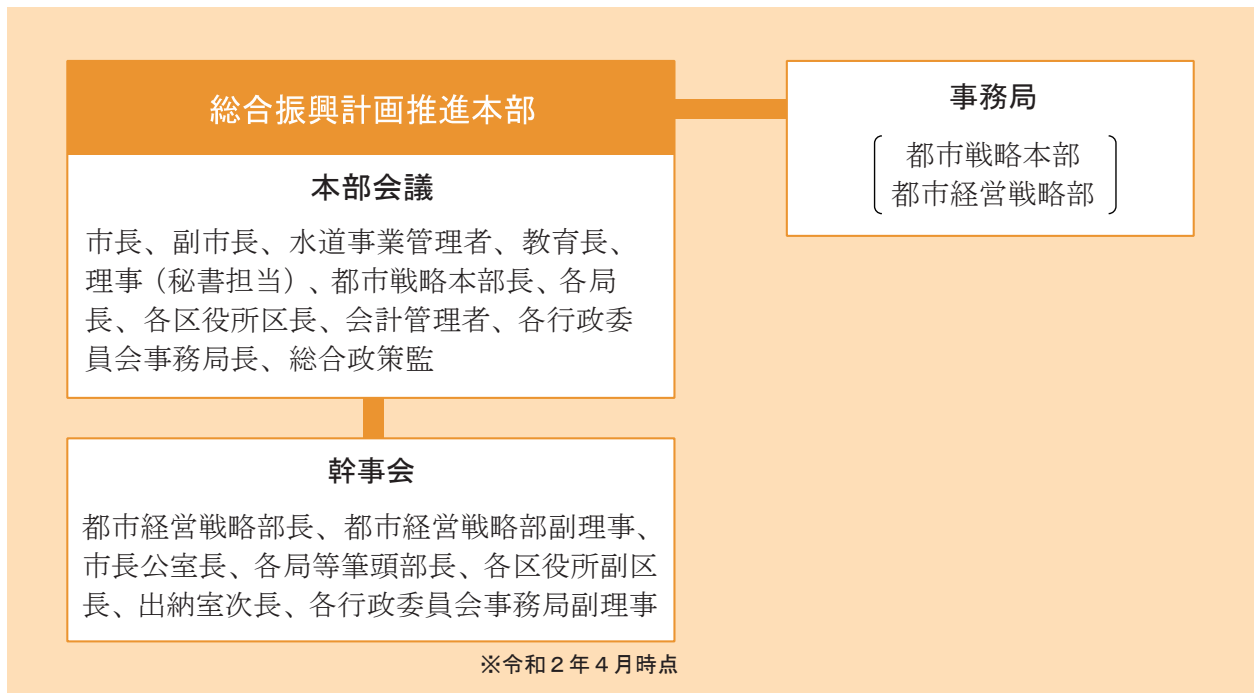
2030 さいたま輝く未来と^{ゆめ}希望のまちプラン
（令和5年度改定版）（令和6年（2024）年2月発行）

(2) 検討体制

■ 総合振興計画審議会



■ 庁内検討組織



(3) 総合計画の在り方等にかかる有識者ヒアリング

総合振興計画の枠組み等の在り方及び市全体の計画体系の在り方の検討を進めていく上での論点について、有識者の意見を聴取しました。

■ 有識者及びヒアリング実施日

有識者	ヒアリング実施日
一橋大学 辻 琢也 教授	平成29(2017)年 2月20日
高崎経済大学 佐藤 徹 教授	平成29(2017)年 3月1日
東京大学 金井 利之 教授	平成29(2017)年 3月3日
首都大学東京 大杉 寛 教授	平成29(2017)年 3月8日
駒澤大学 内海 麻利 教授	平成29(2017)年 3月22日

※肩書等は、ヒアリング時のもの。

(4) 市総合振興計画在り方検討委員会

将来的な総合振興計画の在り方を検討するに当たり、総合振興計画の枠組み及びさいたま市全体の計画体系の在り方、現行の総合振興計画の進捗状況及び成果等について必要な意見を聴くために設置しました。

■ 委員名簿

任期 平成29(2017)年7月27日～平成30(2018)年3月31日 (五十音順、敬称略)

委員名	所属・職
桐淵 博	さいたま市元教育長
齋藤 友之	埼玉大学大学院人文社会科学研究科教授
佐藤 徹	高崎経済大学地域政策学部教授
塚崎 裕子	大正大学地域創生学部教授
長野 基	首都大学東京都市環境学部准教授
沼尾 波子	東洋大学国際学部教授
◎ 横道 清孝	政策研究大学院大学理事(副学長・教授)

※委員名欄の◎印は、委員長を示す。

※所属・職は、在任当時のもの。

■ 開催状況

開催年	月日	回数	主な審議事項
平成29年 (2017)	8月25日	第1回	(1) 総合振興計画在り方検討委員会の目的について (2) 本市の概要と現状等について (3) 総合振興計画の在り方等の検討にかかる論点及びスケジュールについて (4) 総合振興計画の必要性について
	10月6日	第2回	(1) 第1回委員会における主な意見について (2) 行政マネジメント ア 予算(局・区運営方針)との連動について イ 総合振興計画の進行管理・評価について (3) 現行の総合振興計画の内部評価の確認について
	11月10日	第3回	(1) 第2回委員会における主な意見について (2) 計画体系・総振体系について ア 総合振興計画の体系(構造、期間等) イ 個別計画との関係(まち・ひと・しごと創生総合戦略含む) ウ 市長マニフェストの対応 (3) 現行の総合振興計画の内部評価の確認について
	12月26日	第4回	(1) 第3回委員会における主な意見について (2) 総振内容・策定方法について ア 総合振興計画の内容(重点の設定、区別計画の位置付け含む) イ 市民参加
平成30年 (2018)	3月6日	第5回	(1) 第4回委員会における主な意見について (2) 総合振興計画在り方報告書のとりまとめ

2 総合振興計画審議会

市長の諮問に応じ、本市の総合振興計画の策定に関し必要な事項を審議するため、総合振興計画審議会を設置しました。

総合振興計画審議会条例

平成14年3月27日条例第1号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、本市の総合振興計画の策定に関し必要な事項を審議するため、さいたま市総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員50人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 市民代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市職員

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(部会)

第6条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、都市戦略本部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月25日条例第6号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(市議会の議員として委員の職にある者の特例)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のさいたま市名誉市民条例、さいたま市総合振興計画審議会条例、さいたま市行政区画審議会条例、さいたま市立小・中学校通学区域審議会条例、さいたま市青少年宇宙科学館条例、さいたま市同和対策審議会条例又はさいたま市景観審議会条例の規定により置かれる附属機関の委員の職に市議会の議員としてある者は、この条例の施行の時に於いて、当該委員の職を辞したものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。



(1) 計画の策定（平成30（2018）年度～令和元（2019）年度）

①委員名簿

任期 平成31（2019）年1月31日～令和元（2019）11月29日

（五十音順、敬称略）

委員名	団体・役職等	所属部会	備考
秋元 智子	認定特定非営利活動法人環境ネットワーク埼玉理事・事務局長	第2部会	
秋元 秀夫	さいたま市総合振興計画市民ワークショップ参加者	第3部会	
石川 憲次	次期総合振興計画（区の将来像）に係る南区検討懇話会代表	第3部会	
礪田 俊輔	さいたま市総合振興計画市民ワークショップ参加者	第3部会	
内田 幸枝	さいたま市総合振興計画市民ワークショップ参加者	第3部会	
内田 奈芳美	アーバンデザインセンター大宮副センター長	第1・第3部会	
大久保 秀子	浦和大学副学長	第2部会★	
岡本 祐輝	一般社団法人美園タウンマネジメント専務理事	第1・第3部会	
小野 安史	次期総合振興計画（区の将来像）に係る大宮区検討懇話会代表	第3部会	
柏木 恵	一般財団法人キャノングローバル戦略研究所研究主幹	第1部会	
川鍋 栄	次期総合振興計画（区の将来像）に係る北区検討懇話会代表	第3部会	
河野 公輝	さいたま市総合振興計画市民ワークショップ参加者	第2部会	
桐淵 博	一般財団法人日本 AED 財団理事	第2部会	
○久保田 尚	埼玉大学大学院理工学研究科教授	第2部会★	
合谷 竜一	さいたま市PTA協議会副会長	第2部会	
齋藤 友之	埼玉大学大学院人文社会科学部研究科教授	第1部会	
齋藤 英一	次期総合振興計画（区の将来像）に係る見沼区検討懇話会代表	第3部会	
坂野 豊樹	さいたま観光国際協会常務理事	第2部会	～令和元（2019）年7月31日
作山 康	芝浦工業大学システム理工学部環境システム学科教授	第1部会★	
佐藤 徹	高崎経済大学地域政策学部教授	第1部会★	
島田 正次	次期総合振興計画（区の将来像）に係る西区検討懇話会代表	第3部会	

委員名	団体・役職等	所属部会	備考
鈴木 甫	次期総合振興計画（区の将来像）に係る緑区検討懇話会代表	第3部会	
鈴木 真由美	さいたま市民生委員児童委員協議会主任児童委員連絡会部会長	第2部会	
高橋 行憲	さいたま市防犯協会副会長	第2部会	
田中 岑夫	さいたま市自主防災組織連絡協議会会長	第2部会	
塚崎 裕子	大正大学地域創生学部教授	第2部会	
鶴見 清一	さいたま市文化協会理事長	第2部会	
豊島 登	さいたま市立小学校校長会副会長	第2部会	
鳥海 修一	さいたま市民生委員児童委員協議会副会長	第2部会	
永沢 映	特定非営利活動法人コミュニティビジネスサポートセンター代表理事	第1・第3部会 ★	
中島 マリ子	さいたま観光国際協会常務理事	第2部会	令和元(2019)年 8月1日～
中野 勇	さいたま市障害者協議会会長	第2部会	
長野 基	首都大学東京都市環境学部准教授	第1・第3部会 ★	
子吉 亮	さいたま市総合振興計画市民ワークショップ参加者	第1部会	
林 承弘	さいたま市4医師会連絡協議会議長	第2部会	令和元(2019)年 8月1日～
平林 紀子	埼玉大学大学院人文社会科学部研究科教授	第1部会	
藤枝 陽子	次期総合振興計画（区の将来像）に係る浦和区検討懇話会代表	第3部会	
松本 敏雄	さいたま市自治会連合会会長	第3部会	
松本 雅彦	さいたま市4医師会連絡協議会議長	第2部会	～令和元(2019)年 7月31日
松山 麻衣	さいたま市総合振興計画市民ワークショップ参加者	第1部会	
三次 宣夫	次期総合振興計画（区の将来像）に係る岩槻区検討懇話会代表	第3部会	
宮本 恭嗣	さいたま市PPPコーディネーター	第1部会	
村山 和弘	公益財団法人さいたま市スポーツ協会専務理事兼事務局長	第2部会	

委員名	団体・役職等	所属部会	備考
茂木 武久	次期総合振興計画（区の将来像）に係る桜区検討懇話会代表	第3部会	
本澤 繁	次期総合振興計画（区の将来像）に係る中央区検討懇話会代表	第3部会	
矢部 憲春	さいたま商工会議所専務理事	第2部会	
山崎 秀雄	さいたま市社会福祉協議会副会長兼専務理事	第2部会	
山田 亜紀	さいたま市総合振興計画市民ワークショップ参加者	第2部会	
◎横道 清孝	政策研究大学院大学理事・副学長	★	
渡邊 峻也	さいたま市総合振興計画市民ワークショップ参加者	第2部会	

※所属部会の★印は調整部会を示す。

※氏名の◎印は会長、○印は会長職務代理者を示す。

※所属・職は、在任当時のもの。

※各部会の主な所掌事務

○第1部会…「重点戦略」及び「質の高い都市経営の実現（地域別のまちづくりの一部を除く）」に係る検討

○第2部会…「分野別計画」に係る検討

○第3部会…「地域別のまちづくり」の一部に係る検討

○調整部会…複数の部会に関係する事項の調整

② 専門家意見聴取

（五十音順、敬称略）

氏名	団体・役職等	出席部会
菊池 義雄	南彩農業協同組合 専務理事	第2部会
鈴木 正美	さいたま農業協同組合 専務理事	第2部会

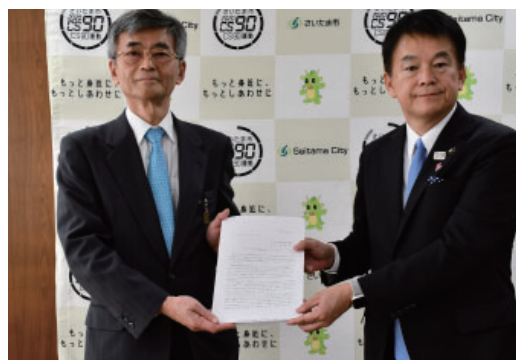
※総合振興計画審議会運営要綱第11条に基づき、専門分野の関係者として招致した。

※団体・役職等は、招致時のもの。

③ 諮問・答申

諮問日：平成31（2019）年1月31日

答申日：令和元（2019）年11月8日



都都経第2118号
平成31年1月31日

さいたま市総合振興計画審議会会長 様

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市総合振興計画について（諮問）

このことについて、さいたま市総合振興計画審議会条例第1条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

さいたま市次期総合振興計画について

2 諮問理由

本市では、平成14(2002)年12月に議決された基本構想、及び平成25(2013)年12月に議決された後期基本計画から構成される総合振興計画「さいたま希望（ゆめ）のまちプラン」を指針として、基本構想に掲げる将来都市像の「環境共生都市」、「生活文化都市」、「交流拠点都市」の実現に向けて都市づくりを総合的かつ計画的に推進してきたところです。

本市が、平成13(2001)年5月1日に浦和市・大宮市・与野市の3市合併により誕生して、平成33(2021)年度で20年の節目を迎えます。この間、平成15(2003)年4月1日の政令指定都市移行、平成17(2005)年4月1日の岩槻市との合併などを経て、順調に成長・発展してきましたが、人口減少・少子高齢化の進行や、経済のグローバル化、技術革新の進展、地球環境問題の深刻化、社会の多様化など本市を取り巻く状況は大きく変化しつつあります。また、団塊世代や高齢者の割合が少ない反面、団塊ジュニア世代の割合が多い本市は、今後、他都市と比べて高齢化が急速に進み、さらに、公共施設の老朽化や社会保障関連経費等の増大により財政運営の厳しさが増すことも見込まれます。

このような状況の中、総合振興計画の基本構想の計画期間が平成32(2020)年度末をもって満了となりますが、社会経済情勢の変化に的確に対応しつつ、多様化・高度化する市民ニーズを捉え、限りある経営資源の最適な重点配分、情報化社会の高度化への対応など、柔軟で効果的・効率的な都市経営を推進するため、新たな総合振興計画を策定することとしました。

貴審議会には、この次期総合振興計画について、幅広い視点から御審議していただきたく、諮問するものです。

令和元年11月8日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市総合振興計画審議会
会 長 横 道 清 孝

さいたま市総合振興計画について（答申）

平成31年1月31日付け都都経第2118号により「さいたま市次期総合振興計画」について諮問を受け、当審議会では、総会、総会で決定した所掌を具体的に検討する3つの専門部会、部会間の意見調整等を行う調整部会において、延べ18回にわたる会議を重ねてまいりました。

次期総合振興計画の検討に当たりましては、市がこれまで育んできた状況等を踏まえつつ、本格的な人口減少・超高齢社会といった社会経済情勢の変化等を勘案するとともに、市長が自ら各区へ出向いて意見交換するタウンミーティングを始め、子育て世代や10年以上の居住者を対象として無作為抽出により参加者を募って開催されたワークショップ、幅広い世代を対象とするアンケート等の市民意見を尊重し、慎重かつ活発な議論を行ってまいりました。

このような議論の中、当審議会では、総合的、計画的な市政運営を行うための最も基本となる計画として、戦略的な都市経営を推進する中長期ビジョンを市民と市が共有するための指針、市民と市がそれぞれの役割と責任を自覚し、協働による市民本位の都市づくりを進めるための指針となることを念頭に審議し、本日ここに、別冊のとおり「さいたま市次期総合振興計画（案）」を答申するものです。

加えて、市におかれましては、今後、これまでの検討過程で得られた市民意見や、当審議会の議論を市政運営の参考としていただくとともに、計画の策定に向けて、国から示される予定の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」などの都市づくりの新たな方向性や環境変化等については、本答申を踏まえつつ柔軟に対応し、策定後の着実な計画推進のための具体的な進行管理についても検討していただくことを申し添えます。

④開催状況

開催年	月日	会議名称	回数	主な審議事項
平成 31・令和元年 (2019)	1月31日	総会	第1回	・委嘱、会長選出、諮問 ・次期総合振興計画の全体像について
	3月28日	総会	第2回	・第1回総会の振り返りについて ・専門部会について
	5月10日	第1部会	第1回	・部会の進め方等について ・成果指標設定の考え方について ・重点戦略の基本的な考え方について
	7月4日	第1部会	第2回	・第1部会（第1回）の主な意見について ・将来都市構造の基本的な考え方について ・重点戦略について
	7月5日	第3部会	第1回	・部会の進め方等について ・「区の将来像」（素案）について ・「区の将来像」の進行管理の検討について
	8月1日	第2部会	第1回	・第2部会の審議事項について ・施策展開の内容について (1) 第3章 健康・スポーツ (2) 第6章 福祉 (3) 第7章 子ども・子育て (4) 第11章 経済・産業のうち第3節 都市農業*の振興
	8月5日	第1部会	第3回	・市民協働*・公民連携*及び高品質経営市役所の施策体系と成果指標について ・第1部会（第2回）の主な意見について ・重点戦略の修正について
	8月9日	第3部会	第2回	・「区の将来像」（第3部会（第1回）の意見反映）について ・「区の将来像」の進行管理の考え方（素案）について
	8月27日	第2部会	第2回	・第2部会（第1回）における委員意見への対応について ・施策展開の内容について (1) 第8章 文化 (2) 第2章 環境 (3) 第4章 教育 (4) 第5章 生活安全 (5) 第11章 経済・産業のうち第1節及び第2節

開催年	月日	会議名称	回数	主な審議事項
	8月30日	第2部会	第3回	<ul style="list-style-type: none"> ・第2部会（第2回）における委員意見への対応について ・施策展開の内容について (1) 第9章 都市インフラ* (2) 第10章 防災・消防 (3) 第1章 コミュニティ・人権・多文化共生
	9月2日	第3部会	第3回	<ul style="list-style-type: none"> ・「区の将来像」（原案）について ・「区の将来像」の進行管理の考え方（原案）について
	9月13日	第1部会	第4回	<ul style="list-style-type: none"> ・第1部会（第3回）の主な意見について ・「将来都市構造」素案について ・「重点戦略」素案について
	9月24日	調整部会	第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・各部会からの報告 (1) 第1部会からの報告 (2) 第2部会からの報告 (3) 第3部会からの報告 ・調整事項について (1) 第1部会からの調整事項 (2) 第2部会からの調整事項 (3) 第3部会からの調整事項
	10月21日	総会	第3回	<ul style="list-style-type: none"> ・次期総合振興計画策定に関するこれまでの検討経過について ・次期総合振興計画（案）について
	10月25日	第1部会	第5回	<ul style="list-style-type: none"> ・総合振興計画審議会第3回総会における意見等への対応
	10月28日	第2部会	第4回	<ul style="list-style-type: none"> ・総合振興計画審議会第3回総会における意見等への対応について ・分野横断的な関連施策の整理について
	10月30日	調整部会	第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・次期総合振興計画（案）について ・今後のスケジュールについて
	11月7日	総会	第4回	<ul style="list-style-type: none"> ・次期総合振興計画（案）について

(2) 計画の改定（令和4（2022）年度～5（2023）年度）

① 委員名簿

任期 令和4（2022）年11月21日～令和5（2023）年6月30日

（五十音順、敬称略）

委員名	団体・役職等
秋 元 智 子	認定特定非営利活動法人環境ネットワーク埼玉理事・事務局長
磯 田 俊 輔	さいたま市総合振興計画審議会委員（H31.1～R元.11）
内 田 幸 枝	さいたま市総合振興計画審議会委員（H31.1～R元.11）
内 田 奈 芳 美	埼玉大学大学院人文社会科学部研究科教授
太 田 敏 之	関東地方整備局企画部事業調整官
河 野 公 輝	さいたま市総合振興計画審議会委員（H31.1～R元.11）
○ 久 保 田 尚	埼玉大学大学院理工学研究科教授
高 橋 行 憲	さいたま市防犯協会副会長
鶴 見 清 一	さいたま市文化協会理事長
冨 澤 洋	さいたま市自主防災組織連絡協議会会長
鳥 海 修 一	さいたま市民生委員児童委員協議会副会長
中 島 マ リ 子	公益社団法人さいたま観光国際協会常務理事
松 本 敏 雄	さいたま市自治会連合会会長
松 本 雅 彦	さいたま市4医師会連絡協議会議長
溝 口 景 子	さいたま市PTA協議会会長
持 田 光 司	さいたま商工会議所専務理事
横 島 美 智 子	さいたま市聴覚障害者協会理事・さいたま市障害者協議会理事
◎ 横 道 清 孝	政策研究大学院大学名誉教授・客員教授
吉 川 洋 一	公益財団法人さいたま市スポーツ協会副会長
渡 邊 峻 也	さいたま市総合振興計画審議会委員（H31.1～R元.11）

※氏名の◎印は会長、○印は会長職務代理者を示す。

※所属・職は、在任当時のもの。

② 諮問・答申

諮問日：令和4（2022）年11月21日

答申日：令和5（2023）年5月23日



都都経第2196号
令和4年11月21日

さいたま市総合振興計画審議会会長 様

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市総合振興計画について（諮問）

このことについて、さいたま市総合振興計画審議会条例第1条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

新庁舎移転整備等に伴うさいたま市総合振興計画の改定について

2 諮問理由

本市では、令和3年12月に議決された総合振興計画基本計画「2030さいたま輝く未来と希望（ゆめ）のまちプラン」を指針として、21世紀半ば（おおむね2050年頃）を見据え、本市が目指すべき将来都市像の「上質な生活都市」、「東日本の中枢都市」の実現に向けて都市づくりを総合的かつ計画的に推進してきたところです。

令和4年4月に議決された「さいたま市役所の位置に関する条例」の改正を受け、令和13年度を目途にさいたま新都心に新庁舎を移転整備し、本庁舎移転後の現庁舎地は、「多様な世代に愛され、県都・文教都市にふさわしい感性豊かな場所とすること」を目指す方向性とし、新たな利活用を図っていくこととなりました。

これらを踏まえ、総合振興計画基本計画については、新庁舎の移転整備等が本市の都心地区の在り方や将来の都市づくりの方向性に与える影響を調査・検討した上で、その影響が及ぶ範囲の見直しを行うこととしました。

貴審議会には、新庁舎整備等に伴う総合振興計画基本計画の見直しについて、幅広い視点から御審議していただきたく、諮問するものです。

令和5年5月23日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市総合振興計画審議会
会 長 横 道 清 孝

さいたま市総合振興計画について（答申）

さいたま市総合振興計画審議会では、令和4年11月21日付け都都経第2196号により「新庁舎移転整備等に伴うさいたま市総合振興計画の改定」について貴職から諮問を受け、審議を重ねてまいりました。

審議においては、令和13年度を目途とする市役所本庁舎の移転整備が、さいたま市の都心地区の在り方や将来の都市づくりの方向性に与える影響について、慎重かつ活発な議論を行ってまいりました。

計画の改定にあたっては、さいたま市が目指す2つの将来都市像である「上質な生活都市」・「東日本の中枢都市」の実現に向け、本庁舎の移転整備を契機として、「都心地区においては賑わいや活力の創出に向けた都市機能の集積に限らず、緑や歴史文化資源との共生などにより、誰にとっても居心地の良い都市空間の形成を目指していくこと」、「2つの都心がそれぞれの特徴や強みを生かすことで両地区の機能分担を図りながら都心間の連携を強化し、魅力と活力を備えた拠点形成を図ること」、及び「都心軸の強化の観点から、さいたま新都心周辺地区を通る新たな東西連携軸の形成と地下鉄7号線延伸の早期実現を目指していくこと」を基本的な考え方として審議しました。

これらの審議を踏まえ、「さいたま市総合振興計画基本計画（改定案）」を取りまとめましたので、本日ここに答申します。

③開催状況

開催年	月日	回数	主な審議事項
令和4年 (2022)	11月21日	第1回	・委嘱、会長選出、諮問 ・新庁舎移転整備等に伴う総合振興計画の見直しについて
	12月27日	第2回	・新庁舎移転整備等を契機としたさらなる全市的な発展に向けて
令和5年 (2023)	1月19日	第3回	・中間報告案について
	4月11日	第4回	・答申素案について
	5月16日	第5回	・答申案について

3 まち・ひと・しごと創生有識者会議

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に当たり、産官学金労言士の各分野等に属し識見を有する方から意見を聞くために設置しました。なお、さいたま市のまち・ひと・しごと創生総合戦略は、総合振興計画における重点戦略を兼ねたものとなっています。

■ 会議の構成員及び開催実績

任期 令和2(2020)年5月1日～令和3(2021)3月31日

(五十音順、敬称略)

氏名	団体・役職等
井手 統一	国土交通省関東地方整備局企画部事業調整官
○ 大久保 秀子	浦和大学副学長
岡野 育広	さいたま市PTA協議会会長
◎ 久保田 尚	国立大学法人埼玉大学大学院理工学研究科教授
黒金 英明	さいたま商工会議所事務局長
齋藤 明男	埼玉県雇用対策協議会専務理事
辻 仁成	株式会社埼玉りそな銀行さいたま営業第二部長
東谷 良子	埼玉弁護士会
松本 敏雄	さいたま市自治会連合会会長
度会 康晴	日本放送協会さいたま放送局放送部長

※氏名の◎印は座長、○印は座長職務代理者を示す。

※団体・役職等は、在任時のもの。

開催日	内容
令和2(2020)年 5月11日～14日 (書面開催)	(1) さいたま市まち・ひと・しごと創生総合戦略の振り返り (2) 国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び第2期埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略について (3) 第2期「さいたま市まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)」について
令和2(2020)年 5月18日～20日 (書面開催)	第1回会議の意見及び第2期総合戦略(案)への反映の方向性について

4 総合振興計画策定（改定）に関する市民参加の取組

（1）シンポジウム

令和3（2021）年度以降の新しい計画づくりのスタートに当たって、さいたま市の未来について市民の皆さんと一緒に考えるため、まちづくりの専門家などのパネリストによるシンポジウムを開催しました。

タイトル	“一緒につくろう！さいたま市の新しい未来” ～さいたま市総合振興計画シンポジウム～
パネリスト	埼玉大学大学院教授 久保田尚氏 NPO 法人 NPO フェージョン長池 会長 富永一夫氏 NPO 法人コミュニティビジネスサポートセンター代表理事 永沢映氏 アーバンデザインセンター大宮 (UDCO) 副センター長・埼玉大学准教授 内田奈芳美氏 アーバンデザインセンターみその (UDCMi) 副センター長 岡本祐輝氏 さいたま市在住（俳優・タレント）・さいたま観光大使 村田綾氏
開催日時・会場	平成30（2018）年7月1日 10:00～12:00 ホテル プリランテ武蔵野
参加者数	約250名
内容	<テーマ1> さいたま市が目指す新しいまちのデザイン <テーマ2> ともにつくるさいたま市



(2) 市民アンケート

総合振興計画の策定（改定）に向け、市民の皆さんの市政全般にわたる満足度や今後のまちづくりの方向性などについての考えを把握するため、アンケートを実施しました。

■ 計画の策定

(第1回)

調査時期	平成30(2018)年6月～7月
対象者	本市在住の満18歳以上80歳未満の方から、無作為に10,000名を抽出
回収数・回収率	有効回収数3,893件(38.9%)

(第2回)

調査時期	令和元(2019)年12月
対象者	本市在住の満18歳以上80歳未満の方から、無作為に5,000名を抽出
回収数・回収率	有効回収数2,201件(44.0%)

(第3回)

調査時期	令和2(2020)年8月～9月
対象者	本市在住の満18歳以上80歳未満の方から、無作為に5,000名を抽出
回収数・回収率	有効回収数2,370件(47.4%)

■ 計画の改定

調査時期	令和4(2022)年11月～12月
対象者	本市在住・在学・在勤の方(Webアンケート)
回収数	127件(127人)

(3) 子どもの提案

総合振興計画の策定に向け、未来を担う子どもたちから市のまちづくりに対する提案を聴くため、市内の中学生から都市づくりに関する提案を募りました。

募集テーマ	大人になっても、住み続けたいまちはどんなまち？
募集時期	平成30(2018)年6月15日～7月17日
対象者	市立中学校及び私立中学校に通う中学生
提案数	721件

(4) 大学生アンケート

総合振興計画の策定に向け、将来のまちづくりの主役となっていく大学生の意見を聴かせていただくため、市内の6つの大学でアンケートを実施しました。

テーマ	10年後、居住する地域（自治体）を選ぶ場合に、居住する地域（自治体）の施策として「重視する」施策について
調査時期	平成30（2018）年11月
調査方法	アンケート調査票の配布・回収を実施
回答数	498件

（5）タウンミーティング

各区に市長が訪問し、テーマに沿って「まちづくりへの想い」を伝えるとともに、参加者の皆さんと直接、意見交換を行う「タウンミーティング」を実施しました。

テーマ：市民と行政がともにつくる これからのさいたま市 どんなまちにしたいですか？			
開催区	開催日	開催場所	参加者
北 区	平成30（2018）年7月15日	北区役所	27人
大宮区	平成30（2018）年7月18日	大宮区役所	30人
岩槻区	平成30（2018）年8月26日	岩槻区役所	18人
見沼区	平成30（2018）年8月26日	見沼区役所	23人
緑 区	平成30（2018）年9月1日	緑区役所	28人
南 区	平成30（2018）年9月1日	南区役所	30人
桜 区	平成30（2018）年9月2日	桜区役所	17人
中央区	平成30（2018）年9月2日	中央区役所	14人
西 区	平成30（2018）年9月8日	西区役所	20人
浦和区	平成30（2018）年10月3日	浦和コミュニティセンター	23人



(6) 市民ワークショップ

総合振興計画の策定に当たり、市民の皆さんから、さいたま市の今後の在り方などの様々な意見を伺うため、市民ワークショップ*を開催しました。

■ 子育て世代ワークショップ*

開催日	開催場所	検討テーマ	参加者
平成30(2018)年 8月18日	浦和コミュニティセンター	・ともに考える各分野の未来	66人
平成30(2018)年 9月9日	浦和コミュニティセンター	・ともにつくる2都心4副都心 ・区のあるべき姿	66人
平成30(2018)年 10月14日	浦和コミュニティセンター	・未来に向けて重点的に取り組むべきこと	48人

※18歳から45歳までの市民の方から、無作為抽出

■ 10年以上居住者ワークショップ*

開催日	開催場所	検討テーマ	参加者
平成30(2018)年 9月15日	浦和コミュニティセンター	・2都心4副都心について ・今後重点的(優先的)に取り組むべきこと	70人

※さいたま市に10年以上お住いの18歳以上の方から、無作為抽出

■ 居住者ワークショップ*

開催日	開催場所	検討テーマ	参加者
令和元(2019)年 8月18日	浦和コミュニティセンター	・10年後の理想のまちと そこの暮らし	87人

※市内在住の18歳以上80歳未満の方から、無作為抽出



(7) 車座集会

「市民と行政がとむにつくる これからのさいたま市 どんなまちにしたいですか?」をテーマに、市立高校2校に市長が訪問し、将来のまちづくりの主役となっていく高校生と意見交換を行いました。

開催時期	①平成 30 (2018) 年 12 月 13 日 15:30 ~ 17:00 ②平成 30 (2018) 年 12 月 17 日 15:30 ~ 17:00
開催場所	①大宮北高校 ②浦和南高校
参加者	① 9 名 ② 10 名



(8) 次期総合振興計画（区の将来像）に係る各区検討懇話会

総合振興計画の策定に当たり、各区の将来像について、各区において活動する各種団体等から意見を聴くために設置しました。

開催日	平成 30 (2018) 年 11 月 ~ 平成 31 (2019) 年 1 月
参加者	158 人 (10 区合計)
内容	各区において 2 回に分けて、以下のテーマについて意見交換 第 1 回 ・区における「課題」と「将来への期待」について ・区の将来像・まちづくりのポイントについて ・区の将来像の見直しについて 第 2 回 ・区の将来像改定素案たたき台について



(9) パブリック・コメント

■ 「基本計画」に関するパブリック・コメント

総合振興計画基本計画（素案）について、パブリック・コメントを実施しました。

意見募集期間	令和2(2020)年7月1日 ~ 7月31日
意見提出者数	52人
意見項目数	144件
修正項目数	10件

■ 「基本計画改定」に関するパブリック・コメント

総合振興計画基本計画改定（素案）について、パブリック・コメントを実施しました。

意見募集期間	令和5(2023)年9月25日 ~ 10月24日
意見提出者数	19人
意見項目数	36件
修正項目数	4件

5 さいたま市次期総合振興計画の在り方に関する決議

委員会提出議案第3号

さいたま市次期総合振興計画の在り方に関する決議

さいたま市次期総合振興計画（以下「次期計画」という。）の在り方に関して、さいたま市議会の議決すべき事件等に関する条例第5条第1項の規定に基づき、次のとおり意見を述べるので、市長においては、その趣旨を尊重し、次期計画への反映について検討することを求める。

1 計画の全体像

- (1) 次期計画の構成については、基本理念や将来都市像など、現在の基本構想に相当する事項を分かりやすく丁寧に記述すること。
- (2) さいたま市まち・ひと・しごと創生総合戦略などの総合振興計画に類似する計画を可能な限り次期計画と統合するなど、市の行政計画の体系を簡素化し、事務の効率化を図ること。
- (3) 行政運営の中長期的な安定性と一貫性を確保する一方で、社会経済情勢の激しい変化にも対応可能なものとするため、計画期間については、市長任期に合わせるなど、前例に捉われることなく柔軟に対応すること。
- (4) 市の将来都市像を定めるに当たっては、福祉や教育の充実、地域経済の活性化に関することや、市が首都圏の中心に位置し、地理的優位性を有することを重視すること。
- (5) 将来都市像、重点戦略、各分野別の施策、各区の将来像等の関連性を体系化し、それを一覧にするなど、それぞれの施策の位置付けや優先度について分かりやすく記述すること。
- (6) 市の現状や将来見通しの分析に当たっては、それを端的に表す各種データを活用するなど、根拠が明確になるように努めること。あわせて、市民意識調査における地域活動への参加に関する調査の結果を市の現状分析に活用すること。
- (7) 各施策と持続可能な開発目標（SDGs）がどのように関連するのか、また、SDGsをどのような体制で推進するのか分かりやすく記述すること。

2 各分野別の施策

- (1) 人権の分野については、セクシャルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに対する防止策を盛り込むこと。
- (2) 環境の分野については、市が率先して地球温暖化対策に取り組む姿勢を明確に

示すため、市独自の対策を盛り込むこと。

- (3) 教育の分野については、子どもの貧困対策や教職員の資質・能力の向上を図るための施策を盛り込むこと。あわせて、生涯にわたり質の高い学びの機会を提供できるよう、ハード・ソフト両面からの環境整備に関する施策を盛り込むこと。
- (4) 地域医療の分野については、新型インフルエンザ等の感染症への適切な対応や感染拡大防止策を盛り込むこと。
- (5) 高齢者福祉の分野については、人生100年時代にあって、高齢者がこれまで培ってきた能力や経験を生かして活躍し続けられるよう、生涯現役社会の実現といった施策の方向性を示し、就労やボランティア等のセカンドライフ支援に関する施策を盛り込むこと。あわせて、障害者福祉の分野については、全国の政令指定都市に先駆けて、さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例を制定したことに言及し、ノーマライゼーションの理念に基づいた施策を盛り込むこと。また、これらの分野のみならず、支援を必要とする全ての人に対して適切な支援が行き届くよう、必要な福祉に関する施策を盛り込むこと。
- (6) 子ども・子育て支援の分野については、女性や若者の活躍支援に関する施策を盛り込むこと。あわせて、保育所や放課後児童クラブの待機児童の解消に向けた施策を盛り込むこと。
- (7) 都市インフラの分野については、コンパクトなまちの形成に関する施策を推進することにより、周辺の地域が衰退することのないよう、均衡の取れたまちづくりに関する施策を盛り込むこと。あわせて、公共交通網や道路網の整備の遅れを課題として捉え、その対策を盛り込むこと。
- (8) 経済・産業の分野については、東日本連携による経済活動の促進等の効果が市のみならず東日本地域の各都市にも波及するよう、市が率先してこの施策に取り組む姿勢を示すこと。あわせて、都市農業の強みを生かしつつ、アグリツーリズムの推進や個人農家に対する支援など、積極的かつ実効的な農業施策を盛り込むこと。また、生産緑地地区に指定されてから30年を経過した農地と税制優遇の縮小に関する「2022年問題」についても、関係部署が連携した対策を盛り込むこと。

3 各区の特性と将来像

市民局が中心となって区役所とそれぞれの区の現状や課題について十分に話し合

い、各区の将来像や施策展開の方向性を定めること。あわせて、各区の将来像等を定めるに当たっては、全市的な視点から定める都市づくりの基本理念等との調和も図ること。

4 質の高い都市経営の実現

市民に身近な行政サービスを提供する区役所が、独自性を発揮して地域課題に取り組むことができるよう、役割や事務の分担を見直すなど、区役所の機能強化の議論を進めること。

以上、決議する。

令和2年5月8日提出

さいたま市議会

市の基本的計画の在り方検討特別委員会

委員長 松下 壮一

議員提出議案第16号

議案第169号「さいたま市総合振興計画基本計画の策定について」に対する 附帯決議

さいたま市議会は、昨年12月定例会において、市の基本的計画の在り方検討特別委員会を設置し、次期総合振興計画の在り方について調査を行った。また、本年4月臨時会においては、同委員会が提出したさいたま市次期総合振興計画の在り方に関する決議を全会一致で可決したところである。

加えて、本年9月定例会においては、議長及び副議長を除く全ての議員で構成する次期総合振興計画基本計画審査特別委員会を設置し、次期総合振興計画基本計画（以下「次期基本計画」という。）について専門的かつ詳細な審査を行った。また、審査の過程では、委員から新型コロナウイルス感染症への対応などの問題提起があり、それらについて引き続き議論を重ねる必要があったことから、閉会中の継続審査としたところである。

一方で、市議会が次期基本計画の審議・審査にこれ以上の時間を費やし、表決を採らないことにより、次期総合振興計画実施計画（以下「次期実施計画」という。）の策定やそれと連動した来年度の予算編成に遅れが生じ、市民生活に重大な影響を及ぼすことが懸念される。

さいたま市議会は、このような状況を踏まえ、本議案を可決するものであり、市長においては、次期基本計画や次期実施計画の実施に当たり、以下の事項について必要な措置を講ずるべきである。

- 1 新型コロナウイルス感染症による影響などの社会経済状況の変化を注意深く見極めながら、施策展開の変更の必要性について検討し、必要に応じて、可能な限り速やかに次期基本計画や次期実施計画の見直しを行うこと。
- 2 区の将来像としてどのような事業を位置付けるかについて、あらかじめ作成基準が明確に示されず、その記述に市としての一体性・統一性が保たれていないことから、事業の実施に当たっては、区の主体性・独自性を尊重した上で、区間のバランスの確保にも十分に配慮すること。
- 3 次期基本計画や次期実施計画の点検と併せて、計画期間の在り方についても検討すること。

以上、決議する。

令和2年11月26日提出

提出者	さいたま市議会議員	阪本克己
	同	鶴崎敏康
	同	上三信彰
	同	萩原章弘
賛成者	さいたま市議会議員	三神尊志
	同	帆足和之
	同	小森谷優
	同	玉井哲夫

7 さいたま市区における総合行政の推進に関する規則

平成 15 年 3 月 31 日規則第 96 号

(目的)

第 1 条 この規則は、区役所並びに局及び事業所等の相互の連絡調整を円滑にするとともに、区長が必要な総合調整を行うことにより、区における総合行政の推進を図り、もって市民福祉の増進及び行政効果の向上に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において「局」とは、さいたま市事務分掌条例（平成 14 年さいたま市条例第 74 号）第 1 条に規定する局等、消防局、出納室、水道局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局及び農業委員会事務局をいう。

2 この規則において「局長」とは、局（出納室及び教育委員会事務局を除く。）の長、会計管理者及び教育長をいう。

3 この規則において「事業所等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) さいたま市事業所事務分掌規則（平成 15 年さいたま市規則第 87 号）第 2 条に規定する事業所（区役所に所属するものを除く。）
- (2) さいたま市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（平成 13 年さいたま市条例第 279 号）第 4 条に規定する消防署
- (3) さいたま市教育委員会事務局組織規則（平成 15 年さいたま市教育委員会規則第 1 号）第 4 条に規定する機関及び施設

(基本原則)

第 3 条 区における総合行政の推進は、区役所が次に掲げる役割を担うことを基本原則として行うものとする。

- (1) 市民生活に密着したサービスを完結的に提供できる拠点であること。
- (2) 市民参加による地域の個性を生かしたまちづくりの拠点であること。
- (3) 住民ニーズの施策への反映の拠点であること。
- (4) 情報の受信及び発信の拠点であること。

(区長の責務)

第 4 条 区長は、区における行政の総合的な推進を図るため、必要な調整を行うよう努めなければならない。

2 区長は、あらゆる機会を通して、区民の要望、意見、提案等を積極的に把握し、区の行政に反映させるよう努めるとともに、局長及び事業所等の長に把握した情報を提供するよう努めなければならない。

3 区長は、区政に関し区を単位に設置されている会議、協議会等を区における総合行政の推進に資するよう運営しなければならない。

(区長の権限)

第5条 区長は、局長に対し、区における地域的な課題に対応するため必要と認める施策を実施し、及び予算化をするよう要請することができる。

2 区長は、事業所等の長に対し、市民の利便の向上を図るため必要と認める措置を講じるよう要請することができる。

(局長及び事業所等の長の責務)

第6条 局長及び事業所等の長は、区における総合行政の推進に協力するよう努めなければならない。

2 局長及び事業所等の長は、区長から要請を受けたときは、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

3 局長は、その所管する事務事業の計画を策定し、及びこれを実施する場合においては、当該事務事業に係る区域を所管する区長(以下「関係区長」という。)に対して、協議、意見の聴取又は説明(以下「協議等」という。)を行い、関係区長の意見が反映されるよう努めなければならない。

4 前項の規定により局長が関係区長に対して行う協議等の基本的事項は、概ね次のとおりとし、その細目は、各局長と協議の上、市民局長が定める。

(1) 主要な事務事業に係る計画の策定に関する事項

(2) 公共施設の設置、変更及び廃止に関する事項

(3) 新規の事務事業のうち区役所に関係がある事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、区役所と密接な関係がある事項

5 局長及び事業所等の長は、市民から地域的な要望等を受けたときは、必要に応じて関係区長と協議等を行うものとする。

6 局長及び事業所等の長は、第3項又は前項の規定により協議等を行うに当たっては、関係区長に対し、必要な資料及び情報を提供するよう努めなければならない。

(市民局長による調整)

第7条 市民局長は、区における総合行政の推進を図るため、特に必要があると認めるとき又は区長若しくは局長から要請のあったときは、助言、提案その他必要な調整をすることができる。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。